

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年2月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 通知の要旨

平成29年1月18日農林水産省告示第85号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
安竹鶴義	榛原郡川根本町千頭字大ナマレ 244 の 3	川根本町役場
梶原昭子	榛原郡川根本町千頭字外森 223	川根本町役場
吉川進	榛原郡川根本町千頭字外森 223	川根本町役場
白橋菊枝	榛原郡川根本町千頭字外森 223	川根本町役場